

TAC管理の柔軟な運用について

令和5年9月
水産庁

TAC管理の柔軟な運用について

- TAC管理は、年間の漁獲可能量を定めて資源管理を行うものであるが、資源の有効活用を図るためにも、資源の特性や漁業の実態を踏まえて柔軟な運用をすることが重要。
- このため、現在、以下の運用を実施しているところであり、引き続き、より良いTAC管理を実現するための手法を検討していく。

1. 突発的な加入や、来遊の大幅な年変動、混獲への対応

- 国の留保からの迅速な配分(75%ルール)、枠の融通、翌年度からの繰入(マサバ対馬暖流系群及びゴマサバ東シナ海系群)、大量来遊ルール(スケトウダラ太平洋系群) 等

2. TAC管理導入当初の柔軟な運用

- TAC管理のステップアップ

3. 漁業実態等も考慮した暫定的な目標の設定

- 資源の利用実態等を基に、資源管理に影響のない範囲で、暫定的な目標を検討
(カタクチイワシ対馬暖流系群、マダイ日本海中西部・東シナ海系群)

1. 突発的な加入や、来遊の大幅な年変動、混獲への対応（留保枠の活用等）

- ① 設定されたTACは、大臣管理区分と都道府県へ配分。
配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、漁業の実態その他の事情を勘案して、特定水産資源ごとに資源管理基本方針に規定。
（1）漁獲量の比較的多い都道府県には、数量を明示して配分。
（2）**漁獲量の比較的小さい都道府県には、配分数量を明示せず、「現行水準」として配分（目安とする数量は明示）。**
現行水準の管理区分は、漁獲努力量（出漁日数等）を現状以下に抑えることにより管理。
- ② **年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等に対応するため、必要に応じ「留保枠」を設定し、国で管理。**
留保枠からの配分の条件は、特定水産資源ごとに決定。

（資源管理基本方針 本則（令和5年4月11日改正）での規定）

第5 特定水産資源ごとの漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

1 特定水産資源ごとの漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

特定水産資源ごとの漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して定めることとする。

2 留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができることとする。

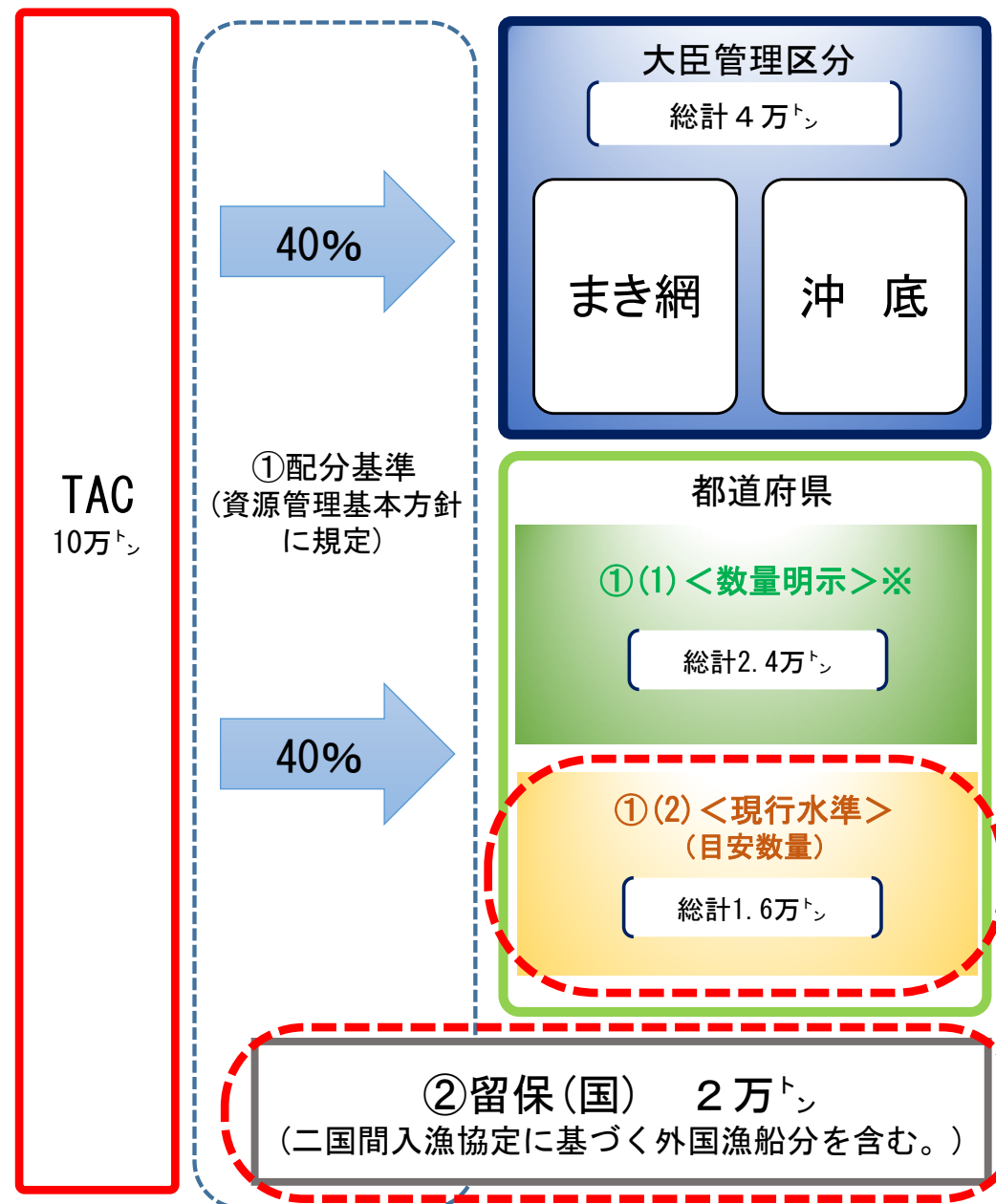
3 都道府県への配分方法

都道府県への配分方法については、次の(1)及び(2)に定めるところによる。

(1) 平成29年(2017年)から令和元年(2019年)までの漁獲実績の平均値において、全体の漁獲量のうちおおむね80パーセントの漁獲量を構成する漁獲量上位の都道府県については、原則として配分数量を明示する。

(2) (1)に該当しない都道府県については、「現行水準」による配分を行う。ただし、目安となる数量について当該都道府県が希望する場合又は漁業構造の大幅な変化等管理上必要となる場合には、配分数量を明示することとする。

【国からのTAC配分のイメージ】

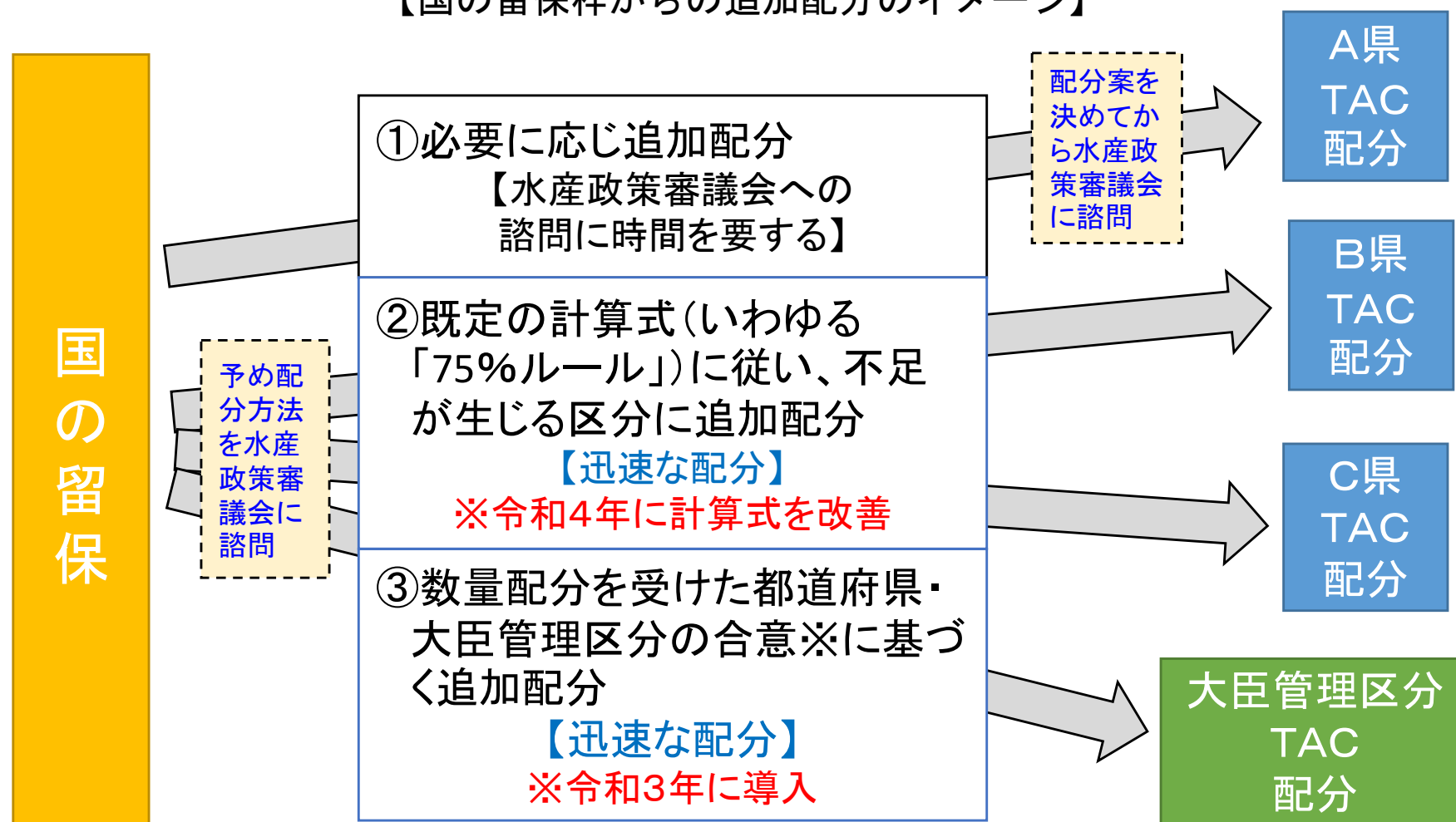


※数量明示の都道府県においても同様に、留保枠を設け、現行水準配分とすることが可能。

1. 突発的な加入や、来遊の大幅な年変動、混獲への対応（留保枠からの配分）

- 国の留保枠からの配分は、漁業法第15条に基づき、水産政策審議会及び都道府県の意見を聴いて決定。
- 急な来遊や漁場形成の変動に対応するため、特定水産資源ごとに、全体の資源管理に支障をきたさない範囲において機械的に配分できるルール（配分方法）を事前に設けておき、迅速に対応。
- 75%ルールの改善、話し合いによる合意に基づく配分の創設など、より柔軟な運用となるように改善。

【国の留保枠からの追加配分のイメージ】



※A～C県及び大臣管理区分の間での話し合いによる合意

1. 突発的な加入や、来遊の大幅な年変動、混獲への対応（融通）

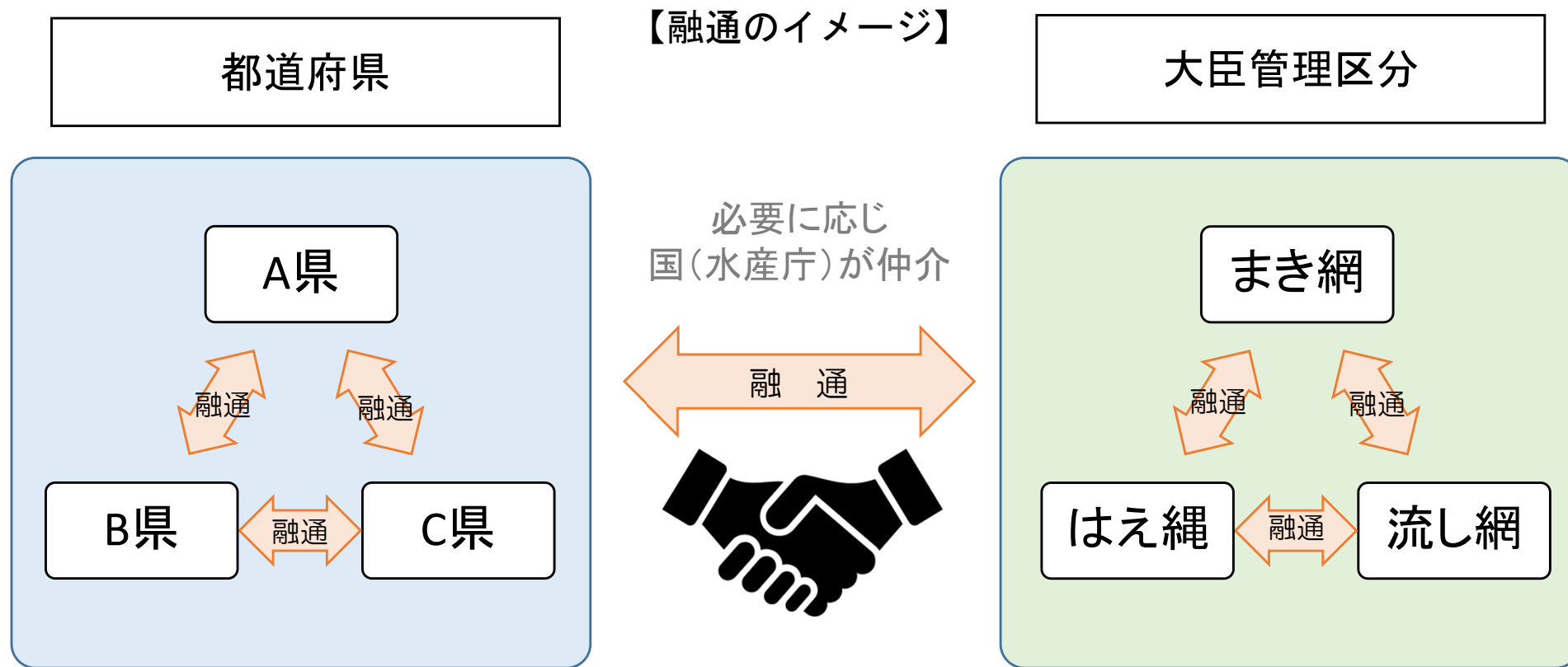
- 漁場形成の変動や想定外の来遊等により漁獲枠が不足しそうになった管理区分に対し、漁獲枠に余裕のある管理区分から漁獲枠を移し替えることを「融通」という。
- 管理区分の当事者間で合意の上、必要な手続きをすることで融通することが可能。必要な場合には、国が仲介することも可能。

(資源管理基本方針 本則(令和5年4月11日改正)での規定)

第5 特定水産資源ごとの漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

4 数量の融通

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により生じる、それぞれの管理区分に配分した数量の過不足が、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するため、上記1(※配分の基準)及び2(※留保枠の設定)の規定に基づく配分後の関係団体及び都道府県知事による要望並びに大臣管理区分ごとの大臣管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、農林水産大臣は大臣管理区分間、各都道府県間及び大臣管理区分と都道府県との間における数量の融通を可能な範囲で行い、それぞれの管理区分に配分することで、当該影響の緩和に努めるものとする。



1. 突発的な加入や、来遊の大幅な年変動、混獲への対応（翌年度からの繰入）

- 資源の特性上、毎年の加入量の変動によって全体の資源量が大きく変動する特定水産資源について、漁獲可能量の大きな変動による漁業者、加工・流通業者等の関係者への影響を緩和するため、科学的に妥当な条件の下、目標管理基準値の達成に支障がないことを前提として、「翌管理年度との間でTACを調整」することが可能。

（資源管理基本方針 本則（令和5年4月11日改正）での規定）

第1 資源管理に関する基本的な事項

2 資源管理に関する基本的な考え方

(4) 漁獲可能量による管理

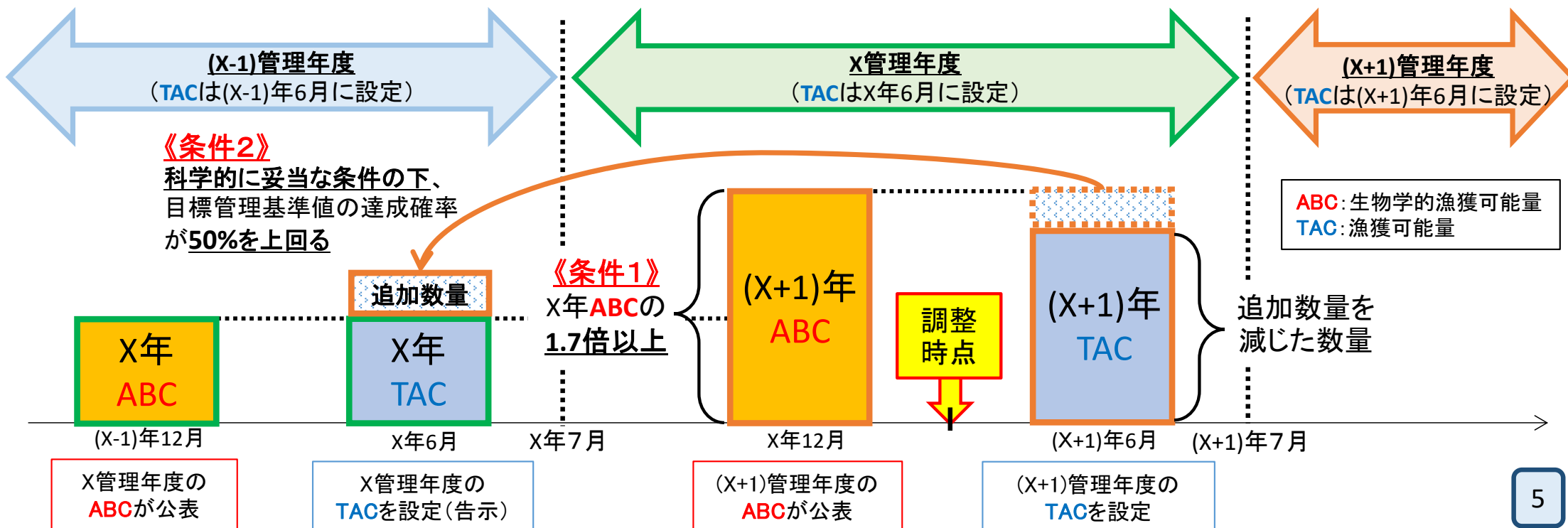
② 管理年度途中の漁獲可能量の調整

当該管理年度中に公表された最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる当該管理年度の翌管理年度の生物学的漁獲可能量が、当該管理年度の生物学的漁獲可能量よりも一定程度増加することが示された場合、科学的に妥当な条件の下、資源水準の値が目標管理年度に目標管理基準値を上回る確率が、漁獲シナリオに定められた値を下回らない範囲内で、当該管理年度の途中に当該管理年度と当該管理年度の翌管理年度の間で漁獲可能量を調整することができる。

この場合、「科学的に妥当な条件」とは、以下を指すものとする。

- ア 資源水準の値が目標管理基準値未満の水準にある場合、漁獲可能量の調整により、漁獲圧力が、漁獲シナリオに定められた漁獲圧力を超えないことが見込まれること。
- イ 資源水準の値が、限界管理基準値以上の水準にあること。
- ウ 科学的に十分な精度で、当該管理年度の翌管理年度に一定程度の生物学的漁獲可能量の増加が見込まれていること。
- エ 当該管理年度における漁獲可能量の調整時期が、当該特定水産資源の主要な漁獲時期の前又は最中であること。
- オ 最新の科学的知見を踏まえて実施された資源評価が当該管理年度中に公表されていること。

【まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群のイメージ】



1. 突発的な加入や、来遊の大幅な年変動、混獲への対応(大量来遊)

- スケトウダラ太平洋系群について、資源評価対象海域外からのものと推定される資源の大量来遊が発生した場合、来遊量推定等が確定するまでの間の暫定的な調整として、次のとおり対応。

(資源管理基本方針 別紙2-8すけとうだら太平洋系群(令和5年4月11日改正)での規定)

第4 漁獲シナリオ

4 資源評価対象海域外からの資源の大量来遊による漁獲可能性の追加

- (1)漁獲(沖合底びき網漁業(許可省令第2条第1号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。)によるものを除く。)の状況が次の①及び②の要件に合致する場合には、管理年度開始前の資源評価では予測できない、日本漁船の操業水域外からの資源の大量来遊が発生したものとみなし、3において算定した当該管理年度の漁獲可能性に1万トンを追加する。

- ① 北海道の道南太平洋海域(略)のうち渡島海区及び胆振海区(略)における当該管理年度の10月の操業日1日当たりの平均漁獲実績が500トンを超えること。
- ② 北海道の道南太平洋海域のうち渡島海区及び胆振海区における当該管理年度の11月の操業日1日当たりの平均漁獲実績が600トンを超えること。

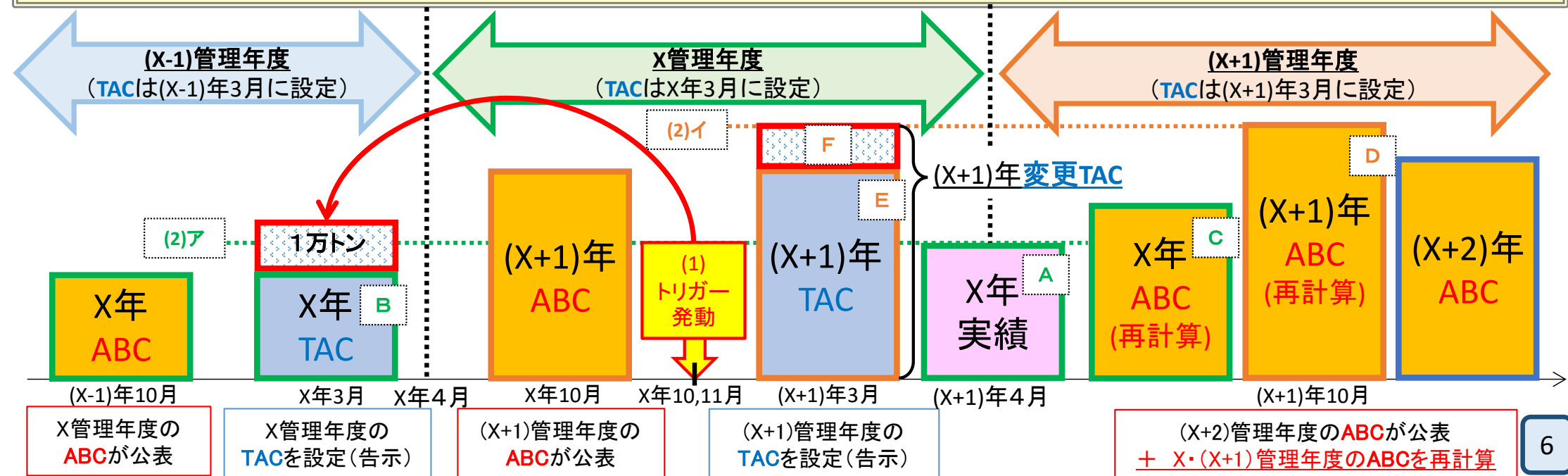
- (2)(1)に基づき漁獲可能性に1万トンを追加した場合にあっては、次の①及び②のとおり、当該管理年度の翌管理年度($X+1$ 管理年度)に実施される資源評価において、当該管理年度(X 管理年度)及び翌管理年度($X+1$ 管理年度)の生物学的漁獲可能性を再計算することとし、翌管理年度($X+1$ 管理年度)の漁獲可能性を変更することとする。

- ① (略(※令和3・4(2021・2022)年に大量来遊が発生した場合について言及))

- ② 令和5年(2023年)から令和13年(2031年)までのいずれかの年の漁獲可能性に1万トンを追加した場合

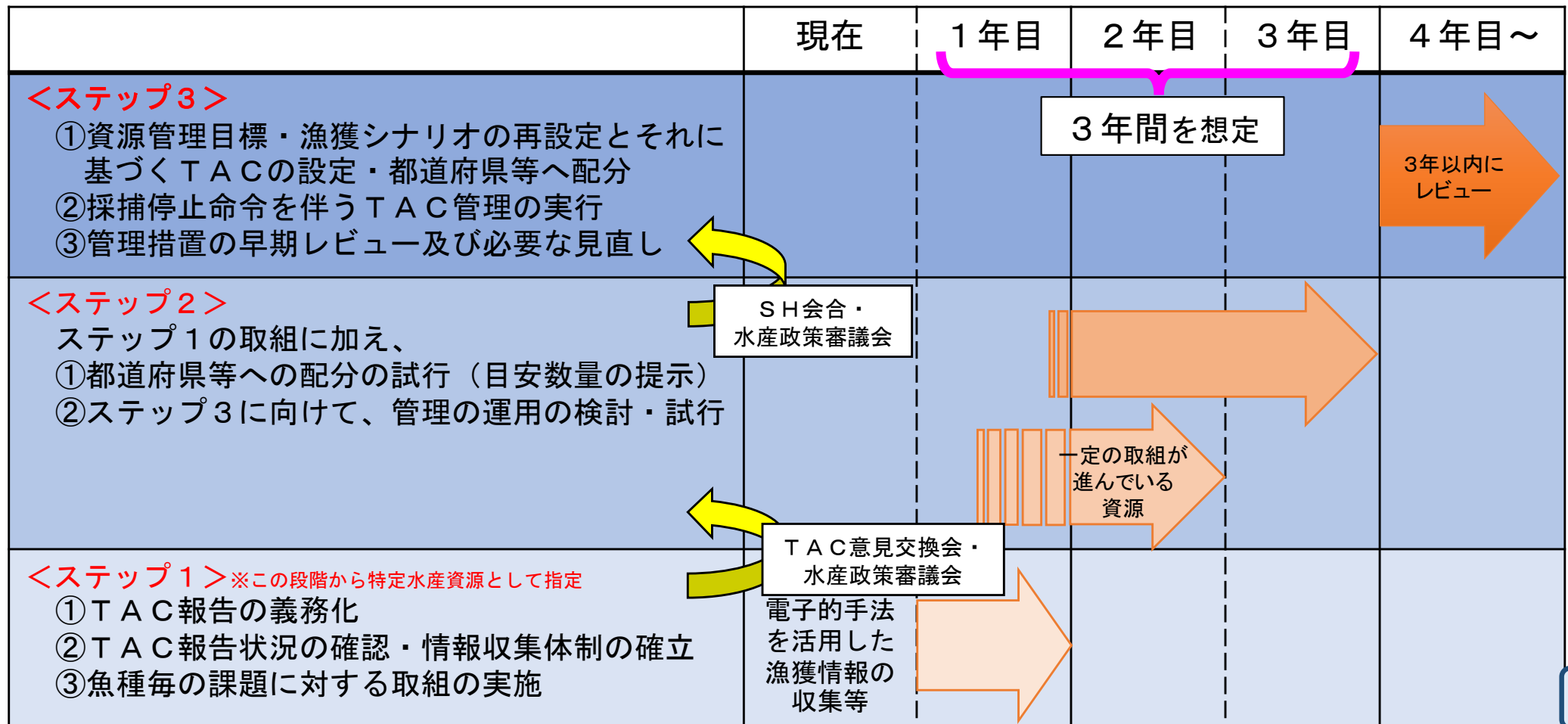
ア 当該管理年度の漁獲実績の値(A)が、当該管理年度の当初の漁獲可能性(B)又は再計算された生物学的漁獲可能性(C)のいずれか大きい方の値を上回る場合にあっては、当該いずれか大きい方の値と当該管理年度の漁獲実績の値との差分を、翌管理年度の漁獲可能性から差し引く。(→下図の場合、 $A < C$ なので差し引きなし)

イ 再計算された翌管理年度の生物学的漁獲可能性(D)が、翌管理年度の漁獲可能性(E)を上回る場合には、再計算された翌管理年度の生物学的漁獲可能性(D)と翌管理年度の漁獲可能性(E)との差分(F)を、翌管理年度の漁獲可能性(E)に追加する。(→下図の場合、ア・イの結果として、 $E+F$ が $X+1$ 管理年度の変更後TACとなる)



2. TAC管理導入当初の柔軟な運用(ステップアップ①)

- 新たなTAC魚種については、通常のTAC管理への移行までのスケジュールを明確にした上で、TAC管理導入当初は柔軟な運用とし、課題解決を図りながら段階的に順次実施する「ステップアップ管理」を導入。
- 「ステップアップ管理」の考え方及びスケジュールは「資源管理基本方針」に規定し、具体的には以下の3つのステップに分けて、通常のTAC管理導入に向けたプロセスを確実に実施。
- ステップ2までの間に課題解決の取組等に十分な進展があった場合に、ステップ3へ移行する。このため、ステップ3へ移行する前には、ステークホルダー（SH）会合を開催してステップ2までにおける取組状況等について意見交換を実施。（ステップ1・2で3年間を想定）



2. TAC管理導入当初の柔軟な運用(ステップアップ②)

	ステップ1	ステップ2	ステップ3
資源管理の目標	漁業法第12条第1項第1号に基づく目標（漁業の実態等を踏まえた目標（PGY）も含む）		これまでに得られた情報を基に更新した資源評価に基づき設定
漁獲シナリオ	資源管理の目標を達成する漁獲シナリオを選択		新たな資源管理の目標に基づく漁獲シナリオを選択
TACの設定	漁獲シナリオから導かれるABCの範囲内で設定		左に同じ
TACの配分	- 実質的に国一括の管理とし、具体的な配分数量は設定しない - ただし、都道府県に対し、今後、具体的な管理を行うために参考となる数量を提示	都道府県等への配分の試行を実施（自主的な資源管理の取組内容を含む漁業の実態や資源の特性に応じた配分ルール等の検討を含む）	配分ルールに基づき、都道府県等へ配分（漁獲量上位8割に含まれる場合は数量明示、それ以外は現行水準とする）
漁獲が積み上がった場合の対応	法第33条に基づく「採捕停止命令」は行わないこととする（※1）	法第33条に基づく「採捕停止命令」は行わないこととする。ただし、「採捕停止命令」の発出の仕方を検討（※1）	ステップ2までの結果を踏まえ、法第32条及び第33条に基づく「助言・指導・勧告、採捕停止命令」を実施
自主的な資源管理	従前から行われている自主的な取組を引き続き実施しつつ、利用可能な科学的知見を基に、その効果を検証		自主的な資源管理の効果の検証を踏まえ、管理の工夫に反映
魚種毎の課題に対する取組	- 資源の特性や漁業の実態を踏まえて、関係者間で、通常のTAC管理導入に当たっての課題を整理し、ステップ2までの間に十分な進展を得ることとする - ステップ3へ移行する前にSH会合を開催して、ステップ2までにおける取組状況等について意見交換		- 導入された運用等により課題解決が図れているかを検証 - 必要に応じ運用の改良等を検討

※1 漁獲実績を積み上げるために明らかに漁獲努力量を増やしている等、TAC管理の趣旨に逆行するような操業が見られる場合には、ステップアップ管理の取組を適切に進める上で必要な助言・指導等を行うものとする。

※2 ステップアップ管理を含む新たな資源管理の推進にあたっては、関係する漁業者の理解と協力を得た上で、着実に実行していくものとする。

3. 漁業実態等(社会経済的な要素)も考慮した目標の設定 (カタクチイワシ対馬暖流系群の例)

- 第1回SH会合での漁業者からの意見等を踏まえ、資源の利用実態(経済的価値の高い0,1歳魚を中心に漁獲)等をもとに、資源管理の目標を、本来の目標であるMSYを実現する親魚量(SB_{msy})に加えて、暫定的に、「0~1歳の漁獲量が最大となることが期待される親魚量($SB_{97\%msy}$)」とした場合を計算し、その結果を新たに提示。
- これらの結果を踏まえ、第2回SH会合で漁業者等の意見を聞き、暫定的な目標として設定することを検討。
- ただし、「 $SB_{97\%msy}$ 」を目標とする場合、「MSYを達成する親魚量」を目標とする場合に比べ当面の平均漁獲量(=ABC)は大きくなる一方、限界管理基準値(案)を下回る確率は高くなるため、ステップアップの期間の中で、資源管理への影響を検証しながら、適切な目標を検討する必要がある。

本資源の管理方策をめぐる議論をふまえた水産庁からの依頼により、若齢魚(0~1歳魚)漁獲量の最大化を目標とした場合に基本的漁獲管理規則を適用したときの将来予測結果を示す。

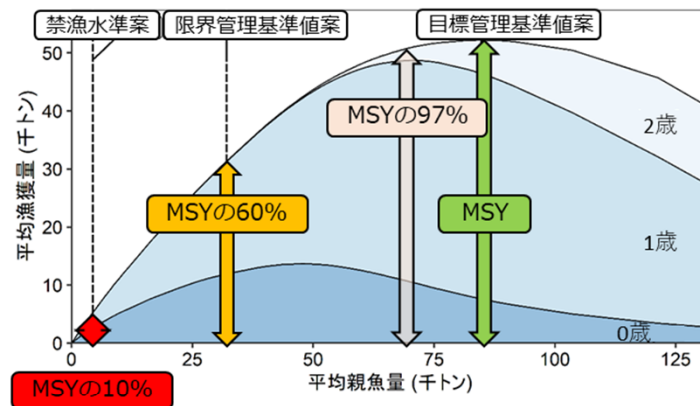


図11 管理基準値案と禁漁水準案

最大持続生産量(MSY)を実現する親魚量(SB_{msy})、限界管理基準値案($SB_{60\%msy}$)、禁漁水準案($SB_{10\%msy}$)に加え、0~1歳の漁獲量が最大となることが期待される親魚量($SB_{97\%msy}$)を示す。このときの漁獲圧($F_{97\%msy}$)は、 F_{msy} の1.5倍である。

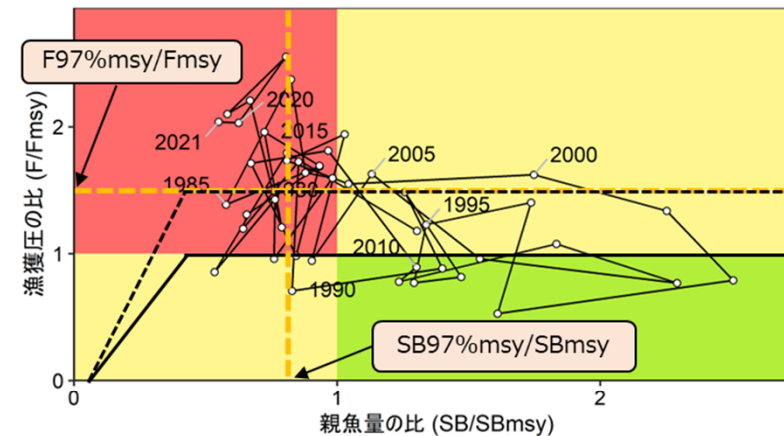


図12 神戸プロット(神戸チャート)と漁獲管理規則

0~1歳の漁獲量が最大となることが期待される親魚量($SB_{97\%msy}$)は、 SB_{msy} の0.8倍である。2017年以降、親魚量は $SB_{97\%msy}$ を下回り、 F は $F_{97\%msy}$ を上回っている。 F_{msy} と $F_{97\%msy}$ による漁獲管理規則をそれぞれ黒の実線と破線で示した。

目標管理基準値案	$SB_{97\%msy}$	限界管理基準値案	禁漁水準案	2021年の親魚量	MSY	97%MSY	2021年の漁獲量
84千トン	68千トン	32千トン	4千トン	46千トン	51千トン	50千トン	41千トン